掛川市告示第122号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定により、職権で、次に掲げる者に係る住民票の消除をしたので、同条第４項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対し異議申立てをすることができるものとする。

平成27年10月５日

掛川市長　松　井　三　郎

１　対象者

(1) 日本国籍を有する者

氏　名	生　年　月　日	性別	住　　所
名倉　圭佑	昭和59年７月31日	男	掛川市和光二丁目７番地の３ サンシャイン306号
吉川　麗子	昭和37年12月３日	男	掛川市城西一丁目16番７号 ラフィニオン城西803号
深谷　愼二	昭和27年４月６日	男	掛川市浜野新田361番地の１
佐野　巧	昭和54年12月27日	男	掛川市家代の里二丁目８番地の２ ジヤトコ掛川寮3106
大谷　啓子	昭和28年５月15日	女	掛川市下垂木2190番地の46 最上アパート　２Ｄ
服部　敏男	昭和29年10月４日	男	掛川市高御所217番地

(2) 日本国籍を有しない者

氏　名	生　年　月　日	性別	住　　所
RAMOS NEUSA HARUMI KOBAYASHI	1962年８月６日	女	掛川市中959番地 中雇用促進２－504
LAZO AVILA DE ASENCIO CARMEN MARGARITA	1966年５月４日	女	掛川市吉岡215番地の１ 市営住宅吉岡団地53棟206号室
AARON MARK MANAPSAL ALGURA	2013年10月１日	男	掛川市葵町10番９号 エポックス21　305

２　職権消除年月日

平成27年９月29日